

## 本校の生徒心得について

令和5年3月23日

## 1 制定の経緯

本校は昭和48年4月7日、千葉県立松戸東高等学校として開校した。学校は人間形成の場であることをうたい、その効果を最大限に高めるために、「生徒の心構え」として生徒心得を制定した。校内心得においては、「禁ずる」、「～してはならない」、「～する」といった明確な表現となっている。服装容儀においても、制服については明確な表現となっているが、パーマネント・マニキュア等については「厳に慎む」、オーバー・マフラー等については「華美なものを避ける」という表現になっている。これは、生徒に自律を求めたものであり、その精神は平成6年4月1日に、校名が千葉県立松戸国際高等学校に変更されても継承され、現在に至っている。

## 2 改訂の経緯

その後、服装容儀に「式典及び集会時の服装」という規定が加わった。平素はベスト・セーター・カーディガンの色指定はなく、「華美でないものとする」という規定に留まる一方で、式典・集会時においては「セーターの色は白・黒・紺・グレーとする」と明記された。これは、厳正な態度で式典・集会に臨むために定められたものである。

開校当初と比べ、市販のセーター等は種類が豊富となり、「華美なものを避ける」という規定のままでは、その解釈が個々人によって異なるため、生徒・職員が共通理解の下、規則を守るよう指導することが困難な状況となった。加えて、平素と式典時とで基準が異なることも、共通理解の妨げとなり、服装の乱れが顕著となってしまった。こうした事態を打開するため、令和3年7月15日の職員会議において、生徒指導部より服装容儀の改定案が示された。それは、服装容儀を式典時のものに統一し、セーター・ベスト・靴下については色を指定し、カーディガンについては禁止するというものであり、校長が学校評価アンケートで寄せられた保護者・生徒の意見、教員の意見をもとに決裁した。改訂理由は「華美」の内容を明文化することで基準を分かりやすくし、「厳に慎む」ことを促すためであった。服装容儀は入学前に伝達すべきものであるため、改訂内容は令和4年度入学生より適用となった。

## 3 今後の運用と改訂

令和4年12月、文部科学省より改訂された生徒指導提要に従い、生徒心得についてHPにて公開し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、絶えず点検と見直しを行う。その際、学校評価アンケート、評議会・生徒総会、企画運営委員会、職員会議、PTA、同窓会、学校運営協議会等を活用して意見を聴取し、最終的には校長が改訂する。

特に、評議会・生徒総会において、生徒心得の意義等について議論を通じて共通理解を深め、生徒が主体的に遵守し、その上で改訂すべき点について提案することが望ましい。そして、生活指導に要する時間を軽減し、教員がクラス運営・教材研究・教育相談・部活動等に専念できる時間を確保し、人間形成の場である学校の機能を最大化できるよう努めていく。